

田原市農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 農業人材力強化総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、次世代を担う農業者の確保を目的として、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「総合支援事業実施要綱」という。）に定める要件を満たす給付対象者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、総合支援事業実施要綱及び農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱（平成24年6月1日付け24農経第279号愛知県農林水産部長通知。）及び田原市補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象とする事業は、次項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として田原市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助額
農業人材力強化総合支援事業	農業次世代人材投資資金（経営開始型）	経営開始直後の新規就農に要する経費	総合支援事業実施要綱別記1第5の2の（2）の規定により算出した交付金の額

(申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、補助金交付要綱第3条の規定及び総合支援事業実施要綱別記1第6の2の（3）の規定に基づき、農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書兼請求書（様式第1号）を田原市長が別に定める期日までに田原市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 田原市長は、第3条に規定する補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、農業人材力強化総合支援事業費補助金の交付決定について（様式第2号）により事業主体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 第4条に規定する通知を受領した事業主体が、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付する条件に不服があり、申請の取下げをする場合は、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を田原市長に提出しなければならない。

(交付の中止又は休止の届出)

第6条 補助金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）が交付の中止又は病気などのやむを得ない理由により営農を休止しようとする場合は中止届（様式第3号）又は休止届（様式第4号）を田原市長に提出しなければならない。

また、休止届を提出した交付対象者が営農を再開する場合は、経営再開届（様式第5号）を田原市長に提出しなければならない。

(返還免除の承認)

第7条 交付対象者は、総合支援事業実施要綱別記1第6の2の（7）に規定する返還免除に該当する場合は、返還免除申請書（様式第6号）を田原市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 事業主体が、補助金交付要綱第9条の規定に基づき行う実績報告は、第3条に規定する補助金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 事業主体から実績報告の提出があったときに補助金交付要綱第10条の規定に基づき行う補助金の額の確定は、第4条に規定する補助金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第9条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 交付対象者が、総合支援事業実施要綱別記1第5の2の（4）の規定に該当することが明らかになった場合には、速やかに返還の手続を行うものとする。

(補助金の経理及び帳簿等の保管)

第12条 事業主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入を記録しておかなければならない。

2 事業主体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第13条 この要綱に基づく書類の提出は、田原市農政課へ1部提出するものとする。

(補助金の終期)

第14条 補助金の終期については、総合支援事業実施要綱の廃止に伴い、本要綱も廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月4日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前までに申請のあったものについては、なお従前の例による。
- 2 改正前のこの要綱の規定により実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正前のこの要綱の規定により補助金の交付を受けている者について、平成26年度の国補正予算により事業を実施する場合は、総合支援事業実施要綱別記1第6の2(3)の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、申請する補助金の対象期間の開始日前に補助金の申請をすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前までに申請のあったものについては、なお従前の例による。
- 2 改正前の田原市新規就農・経営継承総合支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき青年就農給付金の給付申請をした者については、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書兼請求書

年 月 日

田原市長 殿

住 所
氏 名



農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（3）の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

なお、田原市農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により補助金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始後の所得に限り、資金を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3、4} 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円－(ア))×3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額 ^{※3} 原則として(イ)の半額を記載			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない		

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の給付金を除く額。

※3 1円未満は切り捨てとする。

※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所	出張所
	金融機関コード			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局	記号	(当座)番号	
口座名義人	(ふりがな) 氏 名			

添付書類 ※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し※
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し。（夫婦で給付申請する場合はそれぞれの書類））※
- ・離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

番 号
年 月 日

様

田 原 市 長 氏 名 印

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金の交付決定について(通知)

年 月 日付け 第 号で交付の申請のあった 年度農業人材力
強化総合支援事業費補助金について、下記のとおり交付します。

記

- 1 事業名 農業人材力強化総合支援事業
- 2 補助金の種類 農業次世代人材投資資金（経営開始型）
- 3 交付決定額 金 円

中止届

年 月 日

田原市長 殿

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（4）の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

休 止 届

年 月 日

田 原 市 長 殿

氏 名



農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（5）の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
休止理由及び再開の見込み	

経営再開届

年 月 日

田原市長 殿

氏 名 印

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を再開しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（5）の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
給付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

返還免除申請書

年 月 日

田原市長 殿

氏 名



農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（7）の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--